

「芦屋町 情報セキュリティ基本方針」

令和8年4月

(目次)

第1章	総則	1
第2章	情報区分	4
第3章	情報セキュリティ体系	4
第4章	情報セキュリティ管理体制	6
第5章	情報セキュリティに関する監査	6
第6章	改定	6
第7章	法令等の遵守	6
第8章	罰則	7
	附則	7

第1章 総則

(目的)

第1条 芦屋町情報セキュリティ基本方針（以下「基本方針」という。）は、情報セキュリティに対する基本的な指針を記述し、芦屋町役場（以下「町」という。）が管理する情報資産を適切に保護することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 情報

職務の遂行に伴ってコンピュータ及び記録媒体（電磁的記録媒体、紙媒体）に記録されたデータをいう。

(2) ネットワーク

コンピュータ等を相互に接続するための通信網、その構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。

(3) 情報システム

コンピュータ、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。

(4) 情報資産

情報及び情報システムをいう。

(5) 脅威

自然の脅威（地震、火災、風水害等）、情報システムの脅威（情報システムの故障、誤動作等）及び人的な脅威（不正行為、誤操作等）をいう。

(6) 情報セキュリティ

脅威から町が管理する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。

(7) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティを維持するための管理策をいう。

(8) 情報セキュリティポリシー

本基本方針及び情報セキュリティ対策基準をいう。

(9) 機密性

情報にアクセスすることを認められた者だけが、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(10) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することをいう。

(11) 可用性

情報にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、情報にアクセスできる状態を確保することをいう。

(12) 職員

地方公務員法で規定された特別職、一般職（任期付職員、会計年度任用職員、再任用職員含む）の中で町に勤務する者の総称をいう。

(13) 関係機関

教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会及び地方公営企業など、町以外の行政機関の総称をいう。

(14) 関係機関の職員等

各種委員会等に勤務し、町が管理する情報資産を職務で利用する者の総称をいう。

(15) 外部要員

職務委託先社員（システム開発職務を委託する外部業者等）等、契約に基づいて町の機関で作業する者の総称をいう。

(16) マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務系）

個人番号利用事務（社会保障、地方税若しくは防災に関する事務）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びデータをいう。

(17) LGWAN 接続系

人事給与、財務会計及び文書管理等 LGWAN に接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(18) インターネット接続系

インターネットメール、ホームページ管理システム等に関わるインターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(19) その他接続系

マイナンバー利用事務系、LGWAN 接続系、インターネット接続系以外のネットワークに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。

(20) 通信経路の分割

LGWAN 接続系とインターネット接続系の両環境間の通信環境を分離した上で、安全が確保された通信だけを許可できるようにすることをいう。

(21) 無害化通信

インターネットメール本文のテキスト化や端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。

(適用範囲)

第3条 この基本方針の適用範囲は、次に定めるところによる。

(1) 適用対象者

職員及び関係機関の職員等並びに外部要員とする。

(2) 適用資産

町が管理する全ての情報資産とする。

(職員の義務)

第4条 すべての職員は、次に掲げる義務を負うものとする。

(1) この基本方針を遵守し、情報セキュリティ対策を有効に機能させなければならない。

(2) 職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係機関の職員等の参加)

第5条 関係機関の職員等は、情報資産の利用範囲に応じて、第4条と同様の義務が生じ得るものとし、町が実施する情報セキュリティ対策に積極的に関与するものとする。

(外部要員の管理)

第6条 外部要員を使用する職員は、契約等に基づき、第4条と同様の内容を外部要員に対

しても義務付け管理するものとする。

第2章 情報区分

(情報の区分)

第7条 町が管理する情報資産は、その重要度に応じて区分し、その区分に応じた情報セキュリティ対策を講ずるものとする。そのため、必要な情報区分の定義及び区分に応じた情報セキュリティ対策の要件を、別に定める情報セキュリティ対策基準に規定するものとする。

第3章 情報セキュリティ体系

(情報セキュリティ対策)

第8条 町が管理する情報資産を脅威から保護するために、次に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 情報システム全体の強靱性の向上

情報システム全体に対し、次の三段階の対策を講じる。

- ① マイナンバー利用事務系においては、原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定や端末への多要素認証の導入等により、住民情報の流出を防ぐ。
- ② LGWAN 接続系においては、LGWAN と接続する業務用システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分割する。なお、両システム間で通信する場合には、無害化通信を実施する。
- ③ インターネット接続系においては、不正通信の監視機能の強化等の高度な情報セキュリティ対策を実施する。高度な情報セキュリティ対策として、都道府県と市区町村のインターネット接続口を集約した上で、自治体情報セキュリティクラウドの導入等を実施する。

(2) 物理的セキュリティ対策

情報システムを設置する施設への不正な立ち入り、情報資産への損傷、妨害等から保護するために物理的な対策を講ずる。

(3) 人的セキュリティ対策

職員及び関係機関の職員等並びに外部要員に対して情報セキュリティの重要性を認識させ、情報セキュリティの啓発に有効と考えられる教育活動等、必要な対策を講ずる。

(4) 技術的セキュリティ対策

情報システムの誤動作、不正アクセス等から情報資産を保護するために、情報資産へのアクセス制御等の技術的な対策を講ずる。

(5) 情報システム開発セキュリティ対策

情報システムの誤作動、不正利用、情報漏洩等から情報資産を保護するために、開発環境、品質保持に必要な対策を講ずる。

(6) 情報システム運用セキュリティ対策

情報システムに対して運用ミスや情報漏洩等から情報資産を保護するために、情報システム運用、保守、監視等の必要な対策を講ずる。

(7) ネットワークセキュリティ対策

ネットワーク障害、不正アクセス等から情報資産を保護するために、ネットワークの可用性確保、ネットワーク監視等の必要な対策を講ずる。

(8) 運用

情報資産に対するセキュリティ侵害が発生した場合等に迅速かつ適正に対応するため、緊急時対応計画を策定する。

(9) 外部サービスの利用

外部委託する場合には、外部委託事業者を選定し、情報セキュリティ要件を明記した契約を締結し、外部委託事業者において必要なセキュリティ対策が確保されていることを確認し、必要に応じて契約に基づき措置を講じる。約款による外部サービスを利用する場合には、利用にかかる規定を整備し対策を講じる。ソーシャルメディアサービスを利用する場合には、ソーシャルメディアサービスの運用手順を定め、ソーシャルメディアサービスで発信できる情報を規定し、利用するソーシャルメディアサービスごとの責任者を定める。

(情報セキュリティ対策基準)

第9条 町における情報セキュリティ対策の統一基準となる情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定め、想定される脅威に対応するための対策要件を規定する。

(情報セキュリティ実施手順)

第10条 この基本方針及び対策基準に従い、情報セキュリティ対策に関する手法、手順の

詳細となる情報セキュリティ実施手順（以下「実施手順」という。）を作成するものとする。なお、情報セキュリティ実施手順は、公にすることにより町の行政運営に重大な支障を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

第4章 情報セキュリティ管理体制

（情報セキュリティ管理体制）

第11条 この基本方針及び対策基準に規定された情報セキュリティ対策の推進・管理にあたり、以下の組織・体制を置くものとする。

- （1）最高情報セキュリティ責任者（CISO）
- （2）統括情報セキュリティ責任者
- （3）情報セキュリティ管理者
- （4）情報セキュリティ部会（兼任 芦屋町DX推進会議）
- （5）情報セキュリティ部会事務局（兼任 芦屋町DX推進会議事務局）

第5章 情報セキュリティに関する監査

（情報セキュリティ監査の実施）

第12条 この基本方針及び対策基準が遵守されていることを検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を実施するものとする。

第6章 改定

（見直し）

第13条 この基本方針は必要に応じて、内容の妥当性について随時審議し見直しをするものとする。

第7章 法令等の遵守

（法令等の遵守）

第14条 全ての適用対象者は、職務遂行において、関連法令等に従わなければならない。

第8章 罰則

(罰則)

第15条 この基本方針に定められた情報セキュリティ対策に違反した職員及び関係機関の職員等並びに外部要員は、関連法案等の規定により、懲戒処分、損害賠償請求等の対象となることがある。

附則

(施行期日)

この基本方針は、令和8年4月1日より適用する。

以上